

パブリック・コメント後の修正点一覧



## パブリック・コメント後の修正点一覧

No	ページ	素案(旧)	案(新)	摘要	パブコメ 意見
<b>第2部 第1章 共に支えあって暮らすために</b>					
1	P25 下段	・聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを <b>行い</b> 、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。	・聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを <b>行うとともに</b> 、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。	文言の訂正	
<b>第2部 第2章 地域での暮らしを支えるために</b>					
2	P29 下段	2012(平成24)年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待に対応しており、 <b>2015(平成27)年度</b> については虐待の通報及び届出が <b>311件</b> (養護者による虐待 <b>241件</b> 、施設等の従事者による虐待 <b>63件</b> 、利用者による虐待 <b>7件</b> )、実際に虐待と判断した件数が <b>82件</b> (養護者による虐待 <b>66件</b> 、施設等の従事者による虐待 <b>14件</b> 、利用者による虐待 <b>2件</b> )となっています。	2012(平成24)年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待に対応しており、 <b>2016(平成28)年度</b> については虐待の通報及び届出が <b>350件</b> (養護者による虐待 <b>290件</b> 、施設等の従事者による虐待 <b>54件</b> 、利用者による虐待 <b>6件</b> )、実際に虐待と判断した件数が <b>54件</b> (養護者による虐待 <b>44件</b> 、施設等の従事者による虐待 <b>9件</b> 、利用者による虐待 <b>1件</b> )となっています。	数値の更新	
3	P34 下段	・区障がい者相談支援センターが、複雑多様化する困難事例や、家族の高齢化など複合的な課題に対しても的確に対応するなど、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、機能強化に向けて取り組みます。	・ <b>これまでの</b> 区障がい者相談支援センターを「 <b>区障がい者基幹相談支援センター</b> 」と <b>位置づけ</b> 、複雑多様化する困難事例や、家族の高齢化など複合的な課題に対しても的確に対応するなど、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、 <b>支援体制や専門性の確保などの機能強化</b> に向けて取り組みます。	文言の追加	○
4	P34 下段	・区障がい者相談支援センターは、区保健福祉センターや地域活動支援センター(生活支援型)と連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区地域自立支援協議会の運営に中心的役割を果たすとともに、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。	・区障がい者 <b>基幹</b> 相談支援センターは、区保健福祉センターや地域活動支援センター(生活支援型)と連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区地域自立支援協議会の運営に中心的役割を果たすとともに、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。	文言の追加	○
5	P35 上段	・区障がい者相談支援センター及び地域活動支援センター(生活支援型)の相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、相談支援専門員に対する研修の充実を図り、相談支援機能の質の向上に取り組めます。	・区障がい者 <b>基幹</b> 相談支援センター及び地域活動支援センター(生活支援型)の相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、 <b>また、指定相談支援事業所のスキルアップに資するよう</b> 、相談支援専門員に対する研修の充実を図り、相談支援機能の質の向上に取り組めます。	文言の追加	○
6	P35 下段	・区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、子ども相談センターなどの関係機関は相互の連携を深め、区障がい者相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。	・区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、子ども相談センターなどの関係機関は相互の連携を深め、区障がい者 <b>基幹</b> 相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。	文言の追加	○
7	P36 中段	・地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的課題に対応するため、区保健福祉センターと地域活動支援センター(生活支援型)、区障がい者相談支援センター間の連携強化を図ります。	・地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的課題に対応するため、区保健福祉センターと地域活動支援センター(生活支援型)、区障がい者 <b>基幹</b> 相談支援センター間の連携強化を図ります。	文言の追加	○
8	P38 下段	・養護者等による虐待については、区保健福祉センターと区障がい者相談支援センターが通報・届出窓口となります。	・養護者等による虐待については、区保健福祉センターと区障がい者 <b>基幹</b> 相談支援センターが通報・届出窓口となります。	文言の追加	○

## パブリック・コメント後の修正点一覧

No	ページ	素案(旧)	案(新)	摘要	パブコメ意見
9	P39 上段	・区保健福祉センターや区障がい者相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。	・区保健福祉センターや区障がい者 <b>基幹</b> 相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。	文言の追加	○
10	P39 上段	・区保健福祉センターや区障がい者相談支援センターにおいて、養護者による虐待に適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。	・区保健福祉センターや区障がい者 <b>基幹</b> 相談支援センターにおいて、養護者による虐待に適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。	文言の追加	○
<b>第2部 第3章 地域生活への移行</b>					
11	P60 下段	・相談支援事業者が地域移行希望者のニーズや状態像を把握しながら、的確な支援を行う必要があることから、入所施設から相談支援事業者へと円滑な引継ぎが行われるよう、地域移行に係るコーディネートを <b>通じて</b> 、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。	・相談支援事業者が地域移行希望者のニーズや状態像を把握しながら、的確な支援を行う必要があることから、入所施設から相談支援事業者へと円滑な引継ぎが行われるよう、 <b>必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターが</b> 地域移行に係るコーディネートを <b>行い</b> 、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。	文言の追加 ・訂正	○
12	P62 中段	・地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係支援機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等とのネットワークの構築を図り、切れ目のない支援を進めます。	・地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係支援機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者 <b>基幹</b> 相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等とのネットワークの構築を図り、切れ目のない支援を進めます。	文言の追加	○
13	P63 中段	・地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される方もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携しながら各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。	・地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される方もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者 <b>基幹</b> 相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携しながら各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。	文言の追加	○
<b>第2部 第4章 地域で学び・働くために</b>					
14	P70 中段	<b>幼稚園や保育所</b> では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望する集団生活が可能な乳幼児を受け入れています。 <b>幼稚園、保育所</b> では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育を進めています。	<b>認定こども園・幼稚園・保育所等(以下「教育・保育施設」という。)</b> では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望する集団生活が可能な乳幼児を受け入れています。 <b>教育・保育施設</b> では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育を進めています。	文言の訂正	○
15	P70 下段	障がいのある乳幼児の <b>保育所</b> への <b>入所</b> 希望は年々増加傾向にあり、障がいの内容、程度も多様化・重度化している傾向があります。また、「発達障害者支援法」の施行、特別支援教育の始まりを受け、発達障がいの認知が広がるにつれ、近年は <b>保育所にも</b> 多くの発達障がいのある乳幼児が入所しています。	障がいのある乳幼児の <b>教育・保育施設</b> への <b>入園所</b> 希望は年々増加傾向にあり、障がいの内容、程度も多様化・重度化している傾向があります。また、「発達障害者支援法」の施行、特別支援教育の始まりを受け、発達障がいの認知が広がるにつれ、近年は多くの発達障がいのある乳幼児が <b>入園所</b> しています。	文言の訂正	○
16	P71 中段	さらに、 <b>障がいのある児童生徒の不登校についても</b> 喫緊の課題であり、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の構築が <b>必要</b> です。	さらに、 <b>不登校への対応は、障がいのある児童生徒についても</b> 喫緊の課題であり、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の構築に <b>努めています</b> 。	文言の訂正	○

## パブリック・コメント後の修正点一覧

No	ページ	素案(旧)	案(新)	摘要	パブコメ意見
17	P72 下段	(課題) ① 就学前教育の充実 ア <b>幼稚園、保育所</b> における教育・保育内容の充実	(課題) ① 就学前教育の充実 ア <b>教育・保育施設</b> における教育・保育内容の充実	文言の訂正	○
18	P73 中段	施策の方向性 (1) 就学前教育の充実 ア <b>幼稚園、保育所</b> における教育・保育内容の充実	施策の方向性 (1) 就学前教育の充実 ア <b>教育・保育施設</b> における教育・保育内容の充実	文言の訂正	○
19	P73 中段	・ <b>幼稚園においては、</b> 地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育の内容充実を図り、 <b>より多くの幼稚園で受入れの促進に努めます。</b> ・ <b>保育所においては、地域社会の中で障がいのある乳幼児と障がいのない乳幼児が共に育ちあう保育を今後とも積極的に推進し、保育内容の充実を図り、受入れの促進に努めます。</b>	・ 地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる <b>教育・保育を今後とも積極的に推進し、受入れの促進に努め、教育・保育</b> の内容充実を図ります。	文言の訂正	○
20	P73 下段	・ 乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、 <b>保育所</b> においては障がいのある子ども一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、個別支援計画・個別指導計画の内容を保護者と共有し、 <b>保育所</b> と家庭が連携しながら支援を進めていきます。	・ 乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、 <b>教育・保育施設</b> においては障がいのある子ども一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、個別支援計画・個別指導計画の内容を保護者と共有し、 <b>教育・保育施設</b> と家庭が連携しながら支援を進めていきます。	文言の訂正	○
21	P73 下段	・ <b>幼稚園、保育所ともに、</b> 地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切に、教育・保育内容の一層の充実に努めます。	・ 地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切に、教育・保育内容の一層の充実に努めます。	文言の訂正	○
22	P73 下段	・ 児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、 <b>幼稚園・保育所・小学校等</b> と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。	・ 児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、 <b>教育・保育施設や小学校等</b> と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。	文言の訂正	○
23	P74 中段	(記載なし)	・ <b>教育・保育施設の利用を希望する障がいのある子どもが、教育・保育施設を利用できるよう環境の整備に努めます。</b>	文言の追加	○
24	P74 中段	・ 施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのある子どもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。	・ 施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのある子どもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・ <b>私立認定こども園</b> における特別支援教育の充実を図ります。	文言の追加	○
25	P74 中段	・ 幼稚園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助者を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。	・ 幼稚園・ <b>認定こども園</b> では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助者を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。	文言の追加	○
<b>第2部 第5章 住みよい環境づくりのために</b>					
26	P95 中段	・ <b>大阪市と地下鉄新会社</b> 及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し、市民・お客さまの声の共有や施策に関する意見交換等を行います。	・ <b>大阪市会と大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)</b> 及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し、市民・お客さまの声の共有や施策に関する意見交換等を行います。	文言の訂正	

## パブリック・コメント後の修正点一覧

No	ページ	素案(旧)	案(新)	摘要	パブコメ 意見
<b>第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画</b>					
27	P127 中段	大阪市では、既に11か所の児童発達支援センターが設置されており、そのすべてが保育所等訪問支援事業を実施していること、さらに他に11か所の保育所等訪問支援事業所が運営されていることから、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、専門的機能をより発揮できるような提供体制を引き続き確保するとともに、保育所等訪問支援についても必要な支援を提供できる体制を確保していきます。	大阪市では、既に11か所の児童発達支援センターが設置されており、そのすべてが保育所等訪問支援事業を実施していること、さらに他に15か所の保育所等訪問支援事業所が運営されていることから、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、専門的機能をより発揮できるような提供体制を引き続き確保するとともに、保育所等訪問支援についても必要な支援を提供できる体制を確保していきます。	数値の更新	○
28	P130 下段	(1) 訪問系サービス 居宅介護 月あたり利用人員 <u>12,317人 13,451人 14,688人</u> 月あたり利用時間 <u>248,822時間 266,985時間 286,475時間</u>	(1) 訪問系サービス 居宅介護 月あたり利用人員 <u>12,422人 13,564人 14,812人</u> 月あたり利用時間 <u>248,823時間 266,987時間 286,477時間</u>	数値の更新	
29	P130 下段	(1) 訪問系サービス 同行援護 月あたり利用人員 <u>1,386人 1,443人 1,503人</u> 月あたり利用時間 <u>37,960時間 39,953時間 42,050時間</u>	(1) 訪問系サービス 同行援護 月あたり利用人員 <u>1,505人 1,623人 1,752人</u> 月あたり利用時間 <u>38,190時間 40,328時間 42,586時間</u>	数値の更新	
30	P130 下段	(1) 訪問系サービス 重度訪問介護 月あたり利用人員 <u>1,926人 1,988人 2,049人</u> 月あたり利用時間 <u>259,334時間 265,753時間 272,131時間</u>	(1) 訪問系サービス 重度訪問介護 月あたり利用人員 <u>1,923人 1,989人 2,050人</u> 月あたり利用時間 <u>258,436時間 264,832時間 271,188時間</u>	数値の更新	
31	P130 下段	(1) 訪問系サービス 行動援護 月あたり利用人員 <u>357人 398人 443人</u> 月あたり利用時間 <u>7,965時間 8,888時間 9,919時間</u>	(1) 訪問系サービス 行動援護 月あたり利用人員 <u>371人 422人 480人</u> 月あたり利用時間 <u>8,064時間 9,068時間 10,198時間</u>	数値の更新	
32	P131 中段	(2) 短期入所 月あたり利用人員 <u>1,260人 1,368人 1,476人</u> 月あたり利用日数 <u>8,128日 8,823日 9,519日</u>	(2) 短期入所 月あたり利用人員 <u>1,257人 1,365人 1,473人</u> 月あたり利用日数 <u>8,083日 8,776日 9,469日</u>	数値の更新	
33	P131 下段	(1) 生活介護 月あたり利用人員 <u>6,430人 6,719人 7,008人</u> 月あたり利用日数 <u>116,832日 122,083日 127,334日</u>	(1) 生活介護 月あたり利用人員 <u>6,555人 6,844人 7,133人</u> 月あたり利用日数 <u>113,729日 118,743日 123,757日</u>	数値の更新	
34	P132 上段	(2) 自立訓練(機能訓練) 月あたり利用人員 48人 48人 48人 月あたり利用日数 <u>684日 684日 684日</u>	(2) 自立訓練(機能訓練) 月あたり利用人員 48人 48人 48人 月あたり利用日数 <u>685日 685日 685日</u>	数値の更新	
35	P132 中段	(3) 自立訓練(生活訓練) 月あたり利用人員 <u>349人 389人 429人</u> 月あたり利用日数 <u>5,481日 6,053日 6,626日</u>	(3) 自立訓練(生活訓練) 月あたり利用人員 <u>352人 392人 432人</u> 月あたり利用日数 <u>5,518日 6,090日 6,662日</u>	数値の更新	
36	P132 下段	(4) 就労移行支援 月あたり利用人員 <u>1,374人</u> 1,534人 1,661人 月あたり利用日数 <u>22,646日</u> 25,278日 27,376日	(4) 就労移行支援 月あたり利用人員 <u>1,340人</u> 1,534人 1,661人 月あたり利用日数 <u>21,937日</u> 25,278日 27,376日	数値の更新	
37	P133 上段	(5) 就労継続支援A型 月あたり利用人員 2,376人 2,676人 2,976人 月あたり利用日数 <u>42,569日 47,945日 53,321日</u>	(5) 就労継続支援A型 月あたり利用人員 2,376人 2,676人 2,976人 月あたり利用日数 <u>42,521日 47,891日 53,261日</u>	数値の更新	



## パブリック・コメント後の修正点一覧

No	ページ	素案(旧)	案(新)	摘要	パブコメ 意見
38	P133 中段	(6) 就労継続支援B型 月あたり利用人員 <u>4,605人 4,993人 5,414人</u> 月あたり利用日数 <u>73,401日 79,588日 86,299日</u>	(6) 就労継続支援B型 月あたり利用人員 <u>4,756人 5,201人 5,687人</u> 月あたり利用日数 <u>73,863日 80,772日 88,324日</u>	数値の更新	
39	P133 下段	(7) 就労定着支援 月あたり利用人員 <u>1,103人 1,311人 1,558人</u>	(7) 就労定着支援 月あたり利用人員 <u>1,112人 1,293人 1,504人</u>	数値の更新	
40	P133 下段	(8) 療養介護 月あたり利用人員 <u>322人 322人 322人</u>	(8) 療養介護 月あたり利用人員 <u>325人 325人 325人</u>	数値の更新	
41	P135 上段	(1) 計画相談支援 月あたり利用人員 <u>6,228人 7,275人 8,323人</u>	(1) 計画相談支援 月あたり利用人員 <u>6,366人 7,413人 8,461人</u>	数値の更新	
42	P136 上段	(1) 児童発達支援 月あたり利用人員 <u>2,672人 3,143人 3,556人</u> 月あたり利用日数 <u>26,259日 30,987日 34,956日</u>	(1) 児童発達支援 月あたり利用人員 <u>2,745人 3,246人 3,689人</u> 月あたり利用日数 <u>27,294日 32,388日 36,696日</u>	数値の更新	
43	P136 下段	(3) 放課後等デイサービス 月あたり利用人員 <u>4,925人 5,648人 6,360人</u> 月あたり利用日数 <u>62,745日 72,162日 81,039日</u>	(3) 放課後等デイサービス 月あたり利用人員 <u>5,065人 5,803人 6,542人</u> 月あたり利用日数 <u>65,039日 74,733日 84,003日</u>	数値の更新	
44	P137 上段	(4) 保育所等訪問支援 月あたり利用回数 <u>94回 112回 129回</u>	(4) 保育所等訪問支援 月あたり利用回数 <u>114回 136回 158回</u>	数値の更新	
45	P137 上段	(5) 居宅訪問型児童発達支援 月あたり利用回数 <u>358回 372回 385回</u>	(5) 居宅訪問型児童発達支援 月あたり利用回数 <u>362回 376回 390回</u>	数値の更新	
46	P137 中段	(6) 障がい児相談支援 月あたり利用人員 <u>1,098人 1,297人 1,496人</u>	(6) 障がい児相談支援 月あたり利用人員 <u>1,125人 1,331人 1,537人</u>	数値の更新	
47	P140 下段	(3) 相談支援事業 相談支援事業 <u>25か所 25か所 25か所</u>	(3) 相談支援事業 相談支援事業 <u>24か所 24か所 24か所</u>	数値の更新	
48	P141 下段	(9) 日常生活用具給付等事業 介護訓練支援用具 <u>258件 258件 258件</u>	(9) 日常生活用具給付等事業 介護訓練支援用具 <u>288件 288件 288件</u>	数値の更新	
49	P141 下段	(9) 日常生活用具給付等事業 自立生活支援用具 <u>1,013件 1,013件 1,013件</u>	(9) 日常生活用具給付等事業 自立生活支援用具 <u>928件 928件 928件</u>	数値の更新	
50	P141 下段	(9) 日常生活用具給付等事業 在宅療養等支援用具 <u>521件 521件 521件</u>	(9) 日常生活用具給付等事業 在宅療養等支援用具 <u>686件 686件 686件</u>	数値の更新	
51	P141 下段	(9) 日常生活用具給付等事業 情報・意思疎通支援用具 <u>1,288件 1,288件 1,288件</u>	(9) 日常生活用具給付等事業 情報・意思疎通支援用具 <u>1,123件 1,123件 1,123件</u>	数値の更新	

## パブリック・コメント後の修正点一覧

No	ページ	素案(旧)	案(新)	摘要	パブコメ 意見
52	P141 下段	(9)日常生活用具給付等事業 排泄管理支援用具 <del>62,763件</del> <del>64,150件</del> <del>65,537件</del>	(9)日常生活用具給付等事業 排泄管理支援用具 <del>60,147件</del> <del>60,411件</del> <del>60,675件</del>	数値の更新	
53	P141 下段	(9)日常生活用具給付等事業 住宅改修費 <del>100件</del> <del>100件</del> <del>100件</del>	(9)日常生活用具給付等事業 住宅改修費 <del>90件</del> <del>90件</del> <del>90件</del>	数値の更新	
54	P142 中段	(10)移動支援事業 月あたり利用人員 <del>5,756人</del> <del>5,905人</del> <del>6,059人</del> 月あたり利用時間 <del>134,677時間</del> <del>136,967時間</del> <del>139,295時間</del>	(10)移動支援事業 月あたり利用人員 <del>6,018人</del> <del>6,319人</del> <del>6,635人</del> 月あたり利用時間 <del>140,197時間</del> <del>144,122時間</del> <del>148,157時間</del>	数値の更新	
55	P142 下段	(11)地域活動支援センター 活動支援B型 <del>8か所</del> <del>8か所</del> <del>8か所</del>	(11)地域活動支援センター 活動支援B型 <del>7か所</del> <del>7か所</del> <del>7か所</del>	数値の更新	
56	P143 中段	(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 手話通訳者養成研修 登録試験合格者数 <del>※12人</del> <del>※12人</del> <del>※12人</del>	(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 手話通訳者養成研修 登録試験合格者数 <del>※16人</del> <del>※16人</del> <del>※16人</del>	数値の更新	
57	P143 中段	(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 盲ろう者 <del>通訳介助者</del> 養成研修	(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 盲ろう者 <del>通訳・介助者</del> 養成研修	文言の訂正	○
58	P143 下段	(15)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 盲ろう者 <del>通訳介助者</del> 派遣	(15)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 盲ろう者 <del>通訳・介助者</del> 派遣	文言の訂正	○
59	P144 中段	(17)訪問入浴サービス事業 述べ件数 <del>19,872件</del> <del>19,872件</del> <del>19,872件</del>	(17)訪問入浴サービス事業 述べ件数 <del>18,534件</del> <del>18,905件</del> <del>19,283件</del>	数値の更新	
60	P144 中段	(18)日中一時支援事業 月あたり利用人員 <del>121人</del> <del>121人</del> <del>121人</del> 月あたり利用日数 <del>475日</del> <del>475日</del> <del>475日</del>	(18)日中一時支援事業 月あたり利用人員 <del>126人</del> <del>126人</del> <del>126人</del> 月あたり利用日数 <del>497日</del> <del>497日</del> <del>497日</del>	数値の更新	
<b>第4部 参考資料</b>					
61	P153 下段	訪問入浴サービス事業 件/年 16,362 17,005 16,362 <del>17,612</del> 16,362	訪問入浴サービス事業 件/年 16,362 17,005 16,362 <del>17,859</del> 16,362	数値の訂正	
62	P154	—	大阪市子ども・子育て支援計画における事業計画(抜粋)を追記 ※第1期障がい児福祉計画の策定に関連して、大阪府からの指示により掲載	追記	
63	P155	—	素案に係る意見募集の結果を追記	追記	
64	P156～158	—	計画策定の経過について、パブリック・コメント実施後を追記	追記	
65	P159～165	—	大阪市障がい者施策推進協議会 委員名簿(専門部会を含む)・条例を追記	追記	
66	P166 上段	<del>4</del> 用語の説明	<del>7</del> 用語の説明	番号修正	
67	裏表紙	—	障がいのある人のための各種マークを追記	追記	